

注文していない商品が届く!? 送りつけ商法にご注意を!

観光地に出向いて商品を購入する人が減少している状況に便乗し、消費者の自宅に電話をかけ、**強引に購入させたり、送りつけたりする手口**が発生しています。送りつけ商法は、以前から多くの相談が寄せられていますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、在宅する人が増加しているため注意が必要です。

ケース 断ったにも関わらず、商品を送ると言われた

突然、事業者から電話があり、「以前、こちらで魚介類を購入された方に電話している。**コロナの影響で困っているため魚介類を買ってほしい**」と言われた。購入するつもりがないので何度も断ったが、事業者は「送ります」と言って電話を切られてしまった。届いたらどうすれば良いか。



コロナの影響で売上げが悪く困っているんです。買っていただけませんか？ お送りしますので!



買わないって言うてるのに...

ここに注意! “怪しい”に気づくポイントチェック

はっきりと断りましょう。

注文した覚えも無く、送られたものを購入するつもりがなければ、「**購入しない**」「**もう電話をかけてこないでほしい**」とはっきりと断り、相手と話し込まないようにしましょう。それでも、商品が送られてきた場合は配達業者に「**受け取らない**」と伝えましょう。

さらにくわしく!



他の事例やアドバイスを見ましょう!



こちらから「国民生活センター」の詳しい情報を見ることができます。

全国タイムリーNEWS

令和3年7月6日から、

一方的に送りつけられた商品は直ちに処分できます!

- 特定商取引法の改正により、消費者は身に覚えがなく一方的に送りつけられた商品を、直ちに処分できるようになりました。
- 処分や開封をしても、金銭の支払い義務は生じません。事業者から金銭を請求されても応じないようにしましょう。仮に、金銭を支払ってしまったとしても、返還を請求できます。対応に困ったらお近くの消費生活相談窓口にご相談しましょう。

くらしに役立つ金融経済情報の提供

静岡県金融広報委員会は、基礎的な金融経済、年金、税金など **くらしに役立つ情報** を、中立・公正な立場からわかりやすく提供しています。当委員会では、市町、公民館、サークル、学校、PTA、気の合ったグループ等各種団体で開催される学習会に、金融広報アドバイザーを講師として **無料で派遣** します。

学習会は、日中に限らず、お仕事が終わったあとも開催することができます。

お申込み
お問合せ

お気軽にご相談
ください

〒420-8720 静岡市葵区金座町26-1
(日本銀行静岡支店内)
TEL.054-273-4112
FAX.054-275-0001

静岡県金融広報委員会HP 
▶ <https://www3.boj.or.jp/shizuoka/kinkoui/>

テーマは... くらしとおかねに関する
ことなら、なんでもOK!



静岡県金融広報
委員会とは...

知るぽると 静岡

静岡県、財務省東海財務局静岡財務事務所、日本銀行静岡支店をはじめ関係公的機関、県内の金融機関などを構成団体として、中立・公正な立場からくらしに身近な金融に関する幅広い広報・学習支援活動をおこなっています。